

国立市子ども基本条例(素案)

子ども版

＜対象＞
小学生から
高校生まで

パブリックコメント

「パブリックコメント」とは、広く市民の意見をお聞きするために国立市役所が行うものです。

今回は、「国立市子ども基本条例」について、子どもみなさんにご意見をおうかがいします。

内容をごらんいただき、ご意見があれば最後のページについている意見用紙にご記入してください。

よろしくおねがいします♪



はじめに

子どもは生まれながらにして

おとなと同じ「権利」を持っています

みなさんは、「子どもの権利条約」を知っていますか。

世界中のすべての子どもたちの権利が守られるために、1989年に
国連が定めたもので、日本もこれを守ることになっています。

国立市では、実際にみなさんが暮らすまちで、子どもの権利が守られ、
よりしあわせに成長し暮らしていけるように、「国立市子ども基本条例」
をつくっています。

この条例のために、これまで、500人以上の子どもたちの意見を聞いて
きました。これから、条例について説明しますので、ごらんいただき、
ご意見があれば、最後のページについている「意見用紙」に書いて
提出してください。

※性別のイメージがなく読めるよう、動物のイラストを使用します。

国立市子ども基本条例

条例のしくみについて

条例は、全部で「6章」からできています。

子どもが自分自身で権利を守ることができないときでも、このお家の絵のように、それぞれがつながり、しっかりと守れるしくみになっています。

- 1階は、子どもの権利と子どもと、おとなとの関わり
- 2階は、それを法的に守るための市やおとなの役割



※下線のある言葉は、最後のページに「わかりにくい用語集」で説明しています。

第1章 総則

◎この章は、この条例の目的や、基本的な考え方が書かれています。

目的 国立市に関わるすべての子どもの権利を守り、子どもが自分らしく幸せに育つまちをつくれます

- 定義**
- 子どもとは、18歳になる前の人、高校生までの人
 - 保護者とは、親、もしくは親の代わりに子どもを育てる人
 - 育ち学ぶ施設とは、市内の学校・保育園・幼稚園・児童館・学童など、ほかに市内にある子どもが学んだり育ったりするための場所
 - 事業者とは、市内で仕事やサービスを行う個人や会社や団体
 - 市民とは、市内に住んでいる人や、市内の学校に通う生徒や職場で働く人

基本理念 子どもの権利条約を基本とします

市などの基本的な役割

- 市…子どもの権利が守られるまちとなるよう、あらゆる取り組みをする
- 保護者…子どもが心身ともにすこやかに育つよう養育する
- 育ち学ぶ施設及び事業者…活動の中で子どもの権利を守る
(保育園・幼稚園・学校…塾や、市内で活動する団体や会社など)
- 市民…子どもの権利を守る取り組みに協力する

第2章 子どもの権利

◎この章は、子どもが保障される大切な権利の内容が書かれています。

子どもの大切な権利

子どもは、子どもの権利条約にのっとり、子どもの権利が保障される
ひとりの人間として生き、育つために尊重され、子どもの成長や発達・個性をふまえてよく考えられる

安心して生きる権利

- 命が守られること
- 大切に育てられること
- 健康に気をくばられ、病院の治療をうけること
- 差別をされないこと
- あらゆる暴力から守られること
- 相談や助けをもとめることができること
- 社会保障をうけること
- 知られたくないことや、自分を大切に思う気持ちが守られること

自分らしく心豊かに育つ権利

- 自由に気持ちや考えをもつこと
- 自由に気持ちや考えを表現すること
- 自分らしさが認められ、尊重されること
- 仲間をつくること
- 社会の活動に参加すること
- 成長、発達に合わせて学ぶこと
- 自然、芸術、文化、スポーツなどに親しむこと
- 休むこと、遊ぶこと

意見を表明する権利・意見が尊重される権利・参加する権利

- 意見を表明すること
- 表明した意見が尊重されること
- 自分に関係することを決める場に参加すること
- 自分に必要な情報をおとなや社会に求めること

第3章 子どもの権利の保障

◎この章は、子どもの権利を保障するおとなの役割について書かれています。

家庭における権利の保障

保護者は、子どもの気持ちを受け止めながら、子どもにとってもっともよいことを第一に考えること

育ち学ぶ施設における権利の保障

育ち学ぶ施設の人、子どもの気持ちを受け止めながら、子どもにもっともよいことを第一に考えること、
悩みや不安があるときに相談できるようにすること

地域における権利の保障

事業者・市民は、子どもを社会の一員として子どもの意見や活動を尊重すること

不当な取扱いの禁止

子どもに対する不当な差別的・暴力的な取扱いを行ってはならない
不当な取扱いを発見したときは、すみやかに市や関係機関へ連絡しなければならない

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

◎この章には、子どもの権利を保障する市の役割について書かれています。

子どもの意見が尊重される環境づくり 子どもが自分の考えや気持ちを表明できるような環境をつくる

子どもが相談できる環境づくり 気軽に相談できる環境をつくる

子どもの権利の周知と学び 広く市民に知らせるとともに、理解を深められるようにする

子どもの権利の日 理解と関心を深めるため、「子どもの権利の日」をつくる

子育て家庭への支援 家庭で子どもの権利を保障できるよう保護者を支援する

配慮が必要な子ども・家庭への支援 配慮が必要な子どもと家庭を、関係機関と連携して支援する

乳幼児からの豊かな学びを受ける環境の向上 幼児期から主体性を育むことができる環境をつくる

子どもの居場所づくりの推進 いろいろな経験、または、ほっとできるなど豊かな育ちにつながる居場所づくりをする

不当な取扱いに対する取組 子どもに対する不当な差別的・暴力的な取扱いの予防と、早期発見・救済をする

有害又は危険な環境からの保護 子どもを守り、身を守るために必要な情報を提供する

第5章 権利侵害の相談・救済

◎この章は、権利の侵害があったときの救済について書かれています。

権利侵害からの相談・救済 国立市子どもの人権オンブズマンに相談して助けてもらうことができる
市は国立市子どもの人権オンブズマンとの連携・協力を努める

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

◎この章は、子どもの施策を進めること、検証することについて書かれています。

子どもに関する施策の推進と検証 子どもに関する施策を計画して進め、子どもの権利が守られているかを
子どもや市民の意見を聞いて検証する

わかりにくい用語集

じょう れい し つく ほう りつ
条例・・・市が作る法律やルール

じょう やく くに さだ き くに まも やく そく
条約・・・国どうしで定めた決まりで、国が守らなければならない約束

よう いく
養育・・・やしなつてそだてること

ほ しょう いま しょうらい
保障・・・今も将来もおかされないようにたもつこと

そん ちよう か ち たい せつ
尊重・・・価値のあるものとして大切にすること

ひょうめい ひと まえ あらわ しめ
表明・・・人の前にはっきりと表示示すこと

かん けい き かん もく てき たつ せい ひと ば しょ
関係機関・・・その目的を達成するための人がいる場所

しゅう ち ひろ ひと し
周知・・・広く人に知れわたること

はい りよ けつ か ところ
配慮・・・よい結果になるように、あれこれ心をくばること

し えん ちから か たす
支援・・・力を貸して助けること

しゅ たい せい じ ぶん い し はん だん こう どう たい ど
主体性・・・自分の意志・判断で行動しようとする態度

きゅう さい すく たす
救済・・・救い助けること

しん がい けん り まも
侵害・・・権利がおかされること（守られないこと）

し さく しら かんが けい がく
施策・・・よく調べ考えた計画

すい しん まえ
推進・・・前におしすすめること

けん しょう じつ さい しら かく にん
検証・・・実際に調べて確認すること

ありがとうございました。

くに たち し こ か てい ぶ じ どう せい しょう ねん か じ どう せい しょう ねん がかり
国立市子ども家庭部 児童青少年課 児童・青少年係

くに たち し こ き ほん じょう れい たん どう
国立市子ども基本条例担当

☎042-576-2111

くにたちしこ きほんじょうれい そあん
国立市子ども基本条例（素案）
こぼん いけんようし
子ども版パブリックコメント意見用紙

ぼしゅうきかん 募集期間	令和6年7月16日(火)～6年8月6日(火)			
なまえ お名前	か ばあい か (書きたくない場合は書かなくてもよいです)			
がくねん 学年 (○をつけてください)	しょう ちゅう こう 小・中・高	ねん 年	ねんれい 年齢	さい 歳

なまえ こうひょう
※お名前は公表いたしません。

いけん りゆう か
意見・理由を書いてください

(意見用紙はホチキスからはずして提出してください)

そうだん ばあい か
※相談がある場合は書いてください

へんじ
➤ 返事はありますか ・ いる ・ いない (○をつけてください。「いる」場合は下から方法を選んでください)

でんわ れんらく ばんごう
・ 電話で連絡(番号) ・ 手紙を学校から受け取る(学校名)

てがみ じたく おく じゅうしょ
・ 手紙を自宅へ送る(住所)

た
・ その他 ()

ていしゅつ ほうほう
＜提出方法＞

ていしゅつ ばこ い
意見箱へ入れる： し やく しよ かいじょうほうこうかい ちゅうおうと しょかん こうみんかん
市役所1階情報公開コーナー、中央図書館、公民館、

ちゅうおうじどうかん にしじどうかん やがわじどうかん やがわ
中央児童館、西児童館、矢川児童館 (矢川プラス)

くにたち えきまえ しみん きたしみん みなみしみん
国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ、北市民プラザ、南市民プラザ

ゆうびん おく
郵便で送る： くにたちしふじみだい
〒186-8501 国立市富士見台2-47-1

じさん
(または持参) くにたちしこ かていぶ じどうせいしやうねんか じどう せいしやうねんがかり
国立市子ども家庭部 児童青少年課 児童・青少年係

ファックス おく
FAXで送る： FAX042-576-2283

メール おく
mailで送る： sec_kodomo@city.kunitachi.lg.jp

いけん ようし いがい
※ご意見は、この用紙以外でもかまいません